

認定個人情報保護団体の認定について

令和 5 年 3 月 29 日に一般社団法人 LBMA Japan から個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 47 条第 1 項及び第 2 項に規定する認定個人情報保護団体（特定分野型認定団体）の認定に係る申請がなされた。

同申請について、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）」（令和 3 年 8 月制定）における「（別紙）認定個人情報保護団体の認定等の手続き」に基づき審査した結果（別添 1 及び 2）、法第 49 条各号のいずれにも適合すると認められるため、下記のとおり認定のうえ、公示することとしたい。

記

1. 申請団体の概要

(1) 名称

一般社団法人 LBMA Japan

(2) 所在地

東京都千代田区神田和泉町 1 番地 6-16 ヤマトビル 405

(3) 代表者

代表理事 川島 邦之

(4) 団体の目的

当団体と会員が様々な立場で意見集約、情報収集を行い、当団体が企画・開催する委員会・会合を通じて、位置情報データの利用促進、社会課題の解決、位置情報業界の発展を目的とする。

(5) 主な事業内容

- ・ 位置情報を活用した事業に関する販促・啓蒙活動
- ・ 共通サービスガイドラインの策定・運用
- ・ 共通サービスガイドラインに基づいた認定制度『ロケーションプライバシーマーク』及び『ロケーションプライバシーコンサルタント』の運用

(6) 沿革

- 令和 2 年 2 月 設立
- 令和 2 年 4 月 共通サービスガイドライン、デバイスロケーションデータ利活用に関するガイドライン策定
- 令和 4 年 4 月 共通サービスガイドライン改定

(7) 会員数（令和 5 年 3 月時点） 60 社

(8) 対象事業者（申請時点で同意している者） 34 社

2. 認定する業務の範囲

位置情報データを用いた事業

3. 認定通知文書（別添 3）

申請団体に対し、法第 47 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき認定する旨を通知する。

4. 登録免許税納付通知書（別添 4）

申請団体に対し、登録免許税法（昭和 42 年法律第 35 号）第 2 条に基づき認定個人情報保護団体に課される登録免許税について、同法第 24 条第 2 項に基づき納付の期限及び書類を定め、通知する。

以上

認定個人情報保護団体の申請書及び添付書類一覧

(一般社団法人 LBMA Japan)

提出しなければならない書類	提出された書類
○ 政令第 14 条第 1 項 次に掲げる事項を記載した申請書 <ul style="list-style-type: none"> ・ 名称及び住所並びに代表者又は管理者の氏名 ・ 認定の申請に係る業務を行おうとする事務所の所在地 ・ 認定の申請に係る業務の概要（対象事業者が取り扱う情報が個人情報、仮名加工情報又は匿名加工情報のいずれかであるかの別を含む。） ・ 法第 47 条第 2 項の規定により業務の範囲を限定する認定を受けようとする者にあつては、対象とする個人情報取扱事業者等の事業の種類その他の業務の範囲 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定個人情報保護団体認定申請書
○ 政令第 14 条第 2 項第 1 号 定款、寄附行為その他の基本約款	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人 LBMA Japan 定款
○ 政令第 14 条第 2 項第 2 号 認定を受けようとする者が法第 48 条各号の規定に該当しないことを誓約する書面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定を受けようとする者が個人情報の保護に関する法律第 48 条各号の規定に該当しないことを誓約する書面
○ 政令第 14 条第 2 項第 3 号 認定の申請に係る業務の実施の方法を記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般社団法人 LBMA Japan 認定個人情報保護団体 事務局マニュアル ・ 共通ガイドライン ・ 一般社団法人 LBMA Japan 体制図・参画企業
○ 政令第 14 条第 2 項第 4 号 認定の申請に係る業務を適正かつ確実にを行うに足る知識及び能力を有することを明らかにする書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類 ・ 一般社団法人 LBMA JAPAN の活動
○ 政令第 14 条第 2 項第 5 号 最近の事業年度における事業報告書、貸借対照表、収支決算書、財産目録その他の経理的基礎を有することを明らかにする書類（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2021 年度決算報告書（2022 年 9 月期）
○ 政令第 14 条第 2 項第 6 号 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書類

提出しなければならない書類	提出された書類
<p>○ 政令第 14 条第 2 項第 7 号 対象事業者の氏名又は名称を記載した書類及び認定の申請に係る業務の対象となることについて同意した者であることを証する書類</p>	<p>・ 対象事業者の同意確認書類</p>
<p>○ 政令第 14 条第 2 項第 8 号 認定の申請に係る業務以外の業務を行っている場合は、その業務の種類及び概要を記載した書類</p>	<p>・ 一般社団法人 LBMA JAPAN の活動</p>
<p>○ 政令第 14 条第 2 項第 9 号 その他参考となる事項を記載した書類</p>	<p>—</p>

認定個人情報保護団体の認定の審査結果

(一般社団法人 LBMA Japan)

認定の基準		事由
一 法第49条第1号関係		
イ 認定業務を行う組織及びその運営について明確かつ合理的に定められており、次のいずれにも適合するものであること。	適合	
(1) 認定業務の実施に際して知り得た情報を認定業務の用に供する目的以外に利用しないことについて適切かつ明確に定められていること。		認定個人情報保護団体 事務局マニュアル「◆その他 1. 知り得た情報の取り扱いについて」において規定されている。
(2) 認定業務の実施状況について、少なくとも、年1回、個人情報保護委員会に報告することとしていること。		認定個人情報保護団体 事務局マニュアル「◆個人情報保護委員会への報告義務」において規定されている。
ロ 業務の実施の方法が、個人情報の保護に関する法律についてのガイドラインその他個人情報の保護に関する法律に係る告示等に準拠していること。	適合	認定個人情報保護団体 事務局マニュアル「◆認定個人情報保護団体としての活動 1. 共通ガイドラインの策定と公表」において規定されている。
ハ 苦情の処理に係る業務について、次のいずれにも適合するものであること。		
(1) 当事者の一方に偏することなく公平に業務が実施される体制が確保されていること。	適合	認定個人情報保護団体 事務局マニュアル「◆細則 1. 苦情に対する準則」において規定されている。
(2) 対象事業者が確実に苦情の処理に応じることが確保されていること。	適合	認定個人情報保護団体 事務局マニュアル「◆認定個人情報保護団体としての活動 5. 苦情処理の対応」において規定されている。
(3) 苦情の処理について公正な第三者の意見を踏まえることができる体制が整備されていること。	適合	認定個人情報保護団体 事務局マニュアル「◆細則 1. 苦情に対する準則」において規定されている。
ニ 対象事業者に対する情報の提供の方法について、次のいずれにも適合するものであること。		
(1) 情報の提供の目的が、対象事業	適合	認定個人情報保護団体 事務局マニ

認定の基準		事由	
者の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要なものであること。		マニュアル「◆認定個人情報保護団体としての活動 2. 対象事業者への情報提供」において規定されている。	
(2) 情報の提供の目的を達成するために必要な実施内容、実施の体制及び実施の計画が整備されていること。	適合	認定個人情報保護団体 事務局マニュアル「◆認定個人情報保護団体としての活動 2. 対象事業者への情報提供」において規定されている。	
ホ 法第 47 条第 1 項第 3 号に規定する業務について、次のいずれにも適合するものであること。	/		
(1) 個人情報保護指針を届け出ることを予定している場合にあっては、対象事業者に対して個人情報保護指針を遵守させるための指導、勧告その他の措置を行う体制が整備されていること。		適合	認定個人情報保護団体 事務局マニュアル「◆認定個人情報保護団体としての活動 4. 指導、勧告」において規定されている。
(2) 対象事業者における個人データの漏えい等事案が発生した場合の対応を行う場合には、当該対応が適正かつ明確に定められていること。		適合	認定個人情報保護団体 事務局マニュアル「◆細則 2. 個人情報の漏洩時の対応(認定個人情報保護団体)」において規定されている。
(3) その他必要な業務の目的が、対象事業者の個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要なものであること。		適合	認定個人情報保護団体 事務局マニュアル「◆細則 3. 人材育成のための研修に関する事項」において規定されている。
(4) その他必要な業務の目的を達成するために必要な実施内容、実施の体制及び実施の計画が整備されていること。		適合	認定個人情報保護団体 事務局マニュアル「◆細則 3. 人材育成のための研修に関する事項」において規定されている。
二 法第 49 条第 2 号関係			
イ 認定業務を適正かつ確実にを行うための組織が存在すること。	適合	一般社団法人 LBMA Japan 体制図・参画企業において認められる。	
ロ 認定業務を適正かつ確実にを行うため必要かつ適切な人員等を整備していること。	適合	一般社団法人 LBMA Japan 体制図・参画企業において認められる。	
ハ 認定業務を相当な期間維持することが可能な程度に経営状態が良好であること。	適合	LBMA Japan 事業 3 カ年収支見込計画書において、会員増に加え、認証制度事業を実施する今後 3 年程度におけ	

認定の基準		事由
		る収支の見込みが堅実に見積もられたものと認められることから、認定業務を相当な期間維持することが可能な程度に経営状態が良好であると認められる。
	二 債務超過の状態にないこと。	適合 2021 年度決算報告書（2022 年 9 月期）において、債務超過の状態にない。
三 第 49 条第 3 号関係 認定の申請に係る業務以外の業務を行っている場合には、当該業務を行うことによって認定の申請に係る業務が不公正になるおそれがないこと。	適合	認定申請に係る業務以外にも、ロケーションプライバシー認定制度の運営等をしているが、それらによって、認定の申請に係る業務が不公正になるおそれはない。

個 情 第 号
令和5年 月 日

一般社団法人 LBMA Japan
代表理事 川島 邦之 殿

個人情報保護委員会
委員長 丹野 美絵子

認定個人情報保護団体の認定について

令和5年3月29日付で申請があった上記の件については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第47条第1項及び第2項の規定に基づき、 月 日付で認定する。

個情第 号
令和5年 月 日

登録免許税納付通知書

一般社団法人 LBMA Japan
代表理事 川島 邦之 殿個人情報保護委員会
委員長 丹野 美絵子

このたび、貴団体を個人情報の保護に関する法律第47条第1項および第2項の規定に基づき、認定個人情報保護団体に認定をしたので、登録免許税法第2条、第3条及び第24条第1項の規定に基づき、下記のとおり登録免許税を納付期限までに納付し、領収証書を別添<添付略>「登録免許税領収証書届出書」に貼付し、当委員会に提出してください。

なお、納付期限を経過した場合は、国税通則法第60条第1項の規定により延滞税が加算されます。

記

- 1 登録免許税の額 9万円
- 2 納付すべき場所 日本銀行（本店・支店・代理店・歳入代理店（郵便局を含む））又は麴町税務署
- 3 納付期限 令和5年 月 日
（登録免許税領収証書届出書提出期限）